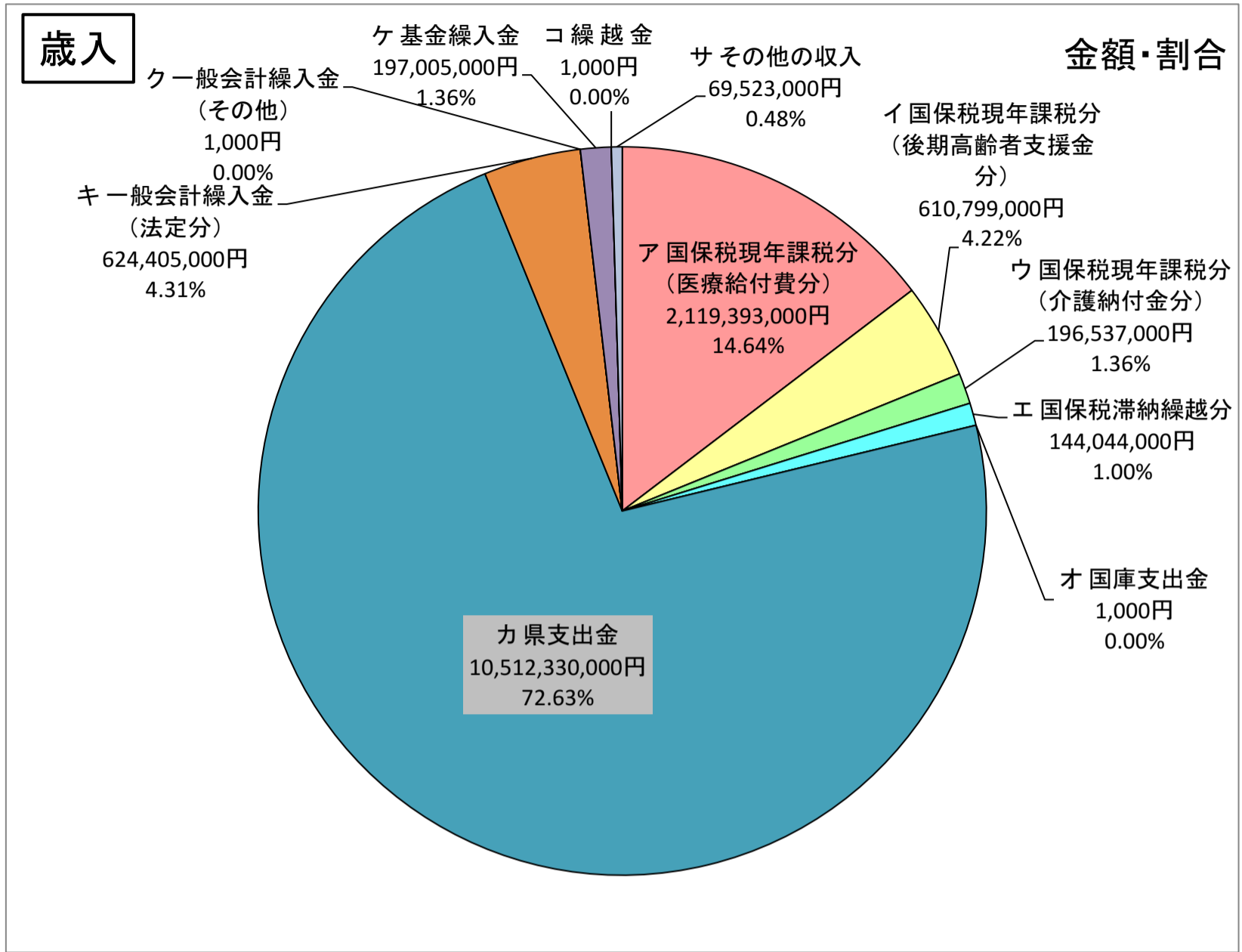
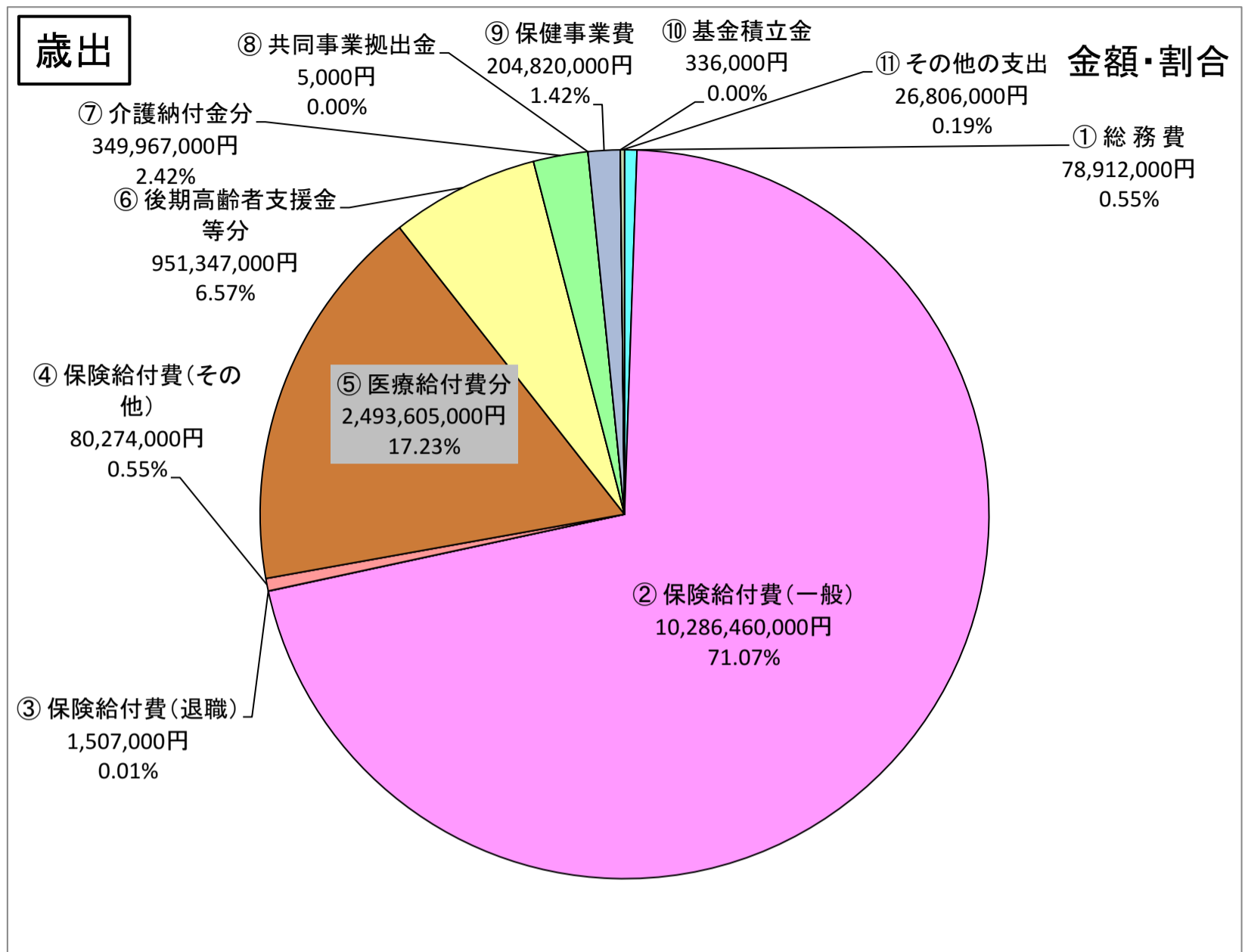


令和2年度国民健康保険特別会計当初予算概要



(単位:円)

歳入科目		説明	
ア	国保税現年課税分(医療給付費分)	2,119,393,000	⑤の医療給付に係る納付金を賄うための国保税
イ	国保税現年課税分(後期高齢者支援金分)	610,799,000	⑥の後期高齢者支援金等に係る納付金を賄うための国保税
ウ	国保税現年課税分(介護納付金分)	196,537,000	⑦の介護納付金に係る納付金を賄うための国保税(40歳から64歳が対象(第2号被保険者))
エ	国保税滞納繰越分	144,044,000	過年度に賦課し、滞納されている国保税
オ	国庫支出金	1,000	震災等で被災した方の保険給付費に対する補助金
カ	県支出金(保険給付費等交付金)(普通交付金)(特別交付金)	10,512,330,000	保険給付の実施等の国保事業の円滑かつ確実な実施及び県内市町村の財政状況等の事情に応じた財政調整のために、県から交付される交付金 保険給付費の②③のほか、④(審査支払手数料)の一部の支払いに対する県交付金 特定健康診査等の費用に対する国・県の負担分及び保険者努力に対する支援金等
キ	一般会計繰入金(法定分)	624,405,000	低所得者の国保税(均等割)の軽減等、出産育児一時金及び事務に係る経費、高齢者割合が高いことに対する財政支援として、国・県・市の公費負担の繰入金
ク	一般会計繰入金(その他)	1,000	収支不足等の補填のための繰入金
ケ	基金繰入金	197,005,000	⑤⑥⑦の納付金に不足が生じた場合などに基金から繰入れる繰入金
コ	繰越金	1,000	前年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出差引分(形式収支)
サ	その他の収入	69,523,000	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた傷病に対する加害者負担)、資格喪失後受診に係る返納金等
歳入合計		14,474,039,000	



(単位:円)

歳出科目	金額	説明
① 総務費	78,912,000	レセプト点検、被保険者証交付、国保税賦課・徴収、国保運営協議会等に係る事務経費
② 保険給付費(一般)	10,286,460,000	一般被保険者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③ 保険給付費(退職)	1,507,000	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④ 保険給付費(その他)	80,274,000	保険給付費のうち一般分、退職分以外の費用で、審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費
国民健康保険事業費納付金	3,794,919,000	市負担分として県に納付する納付金
⑤ 医療給付費分	2,493,605,000	医療給付に係る市負担分
⑥ 後期高齢者支援金等分	951,347,000	後期高齢者医療制度への支援金等に係る市負担分
⑦ 介護納付金分	349,967,000	介護保険制度への納付金に係る市負担分
⑧ 共同事業拠出金	5,000	退職者医療制度の対象者把握のための年金受給者一覧表作成に係る費用
⑨ 保健事業費	204,820,000	糖尿病性腎症重症化予防事業、高血圧者受診勧奨事業、人間・脳ドック、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知、コバトン健康マイレージ、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業に係る費用
⑩ 基金積立金	336,000	県への納付金に不足が生じた場合の対応等、財政の安定化を図るための基金積立金
⑪ その他の支出等	26,806,000	還付金・還付加算金等
歳出合計	14,474,039,000	

※退職被保険者等

65歳未満で、厚生年金等被用者年金に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、その年金受給権を取得している被保険者と被保険者の扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者(平成26年度末で制度廃止に係る経過措置が終了)。令和2年度以降は、退職被保険者等は0人となる。
 国保税については、令和2年度以降は対象者はなし。但し、過年度随時分の対象者を見込んでいる。
 保険給付については、毎年度3月から2月までに受診した医療費を支払うことから、令和2年度は令和2年3月受診分の医療費等を見込んでいる。